

基本的な考え方

- ・国の原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、緊急時モニタリングのあり方及び安定ヨウ素剤の事前配布について修正する。
- ・今回の修正は、原子力防災計画編に基本的事項を盛り込むものであり、具体的なモニタリングの実施方法や安定ヨウ素剤の服用の時期などの詳細については、今後原子力規制委員会からマニュアル等が示される予定であり、それを踏まえ地域防災計画の下部規定（「石川県緊急時モニタリング計画」、「石川県緊急時医療措置実施要領」等）に反映する。
- ・今後、原子力規制委員会において、プルームの影響を考慮したPPAの導入や、プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準等を検討することとなっており、これらについて原子力災害対策指針が改定されれば、地域防災計画を修正する。

緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、国が現地に設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制庁、関係省庁、県、原子力事業者等が連携して実施する。

国の役割

◇ 緊急時モニタリングを統括

- 現地に緊急時モニタリングセンターを設置

※ 緊急時モニタリングセンター

- ・緊急時モニタリングを原子力規制委員会の一元的な指揮のもとに的確かつ円滑に遂行するために、関係機関が参集して設置される組織。
- ・センター長：原子力規制庁職員
- ・構成員：原子力規制庁、関係省庁（海上保安庁、自衛隊等）、県、原子力事業者等
- ・緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンター内等に設置される。
- ・緊急時モニタリングの実施の他、結果の集約、解析・評価、情報共有等を行う。

- 緊急時モニタリング要員、資機材の動員計画の作成（平素に予め作成しておくもの）

- 緊急時モニタリング実施計画の作成

※ 実施機関毎のモニタリング地点や頻度等を定めたもの

- 県、原子力事業者に緊急時モニタリングの実施を指示

- ・国は、海域や空域等の広域モニタリングを実施。
- ・県は、原子力災害対策重点区域（UPZ）等における緊急時モニタリングを実施
- ・北陸電力は、放出源の情報を提供し、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力

県の役割

◇ 国の統括のもと重点区域等の緊急時モニタリングを実施

- 県の緊急時モニタリングを円滑に実施するため、モニタリング要員の配備体制や項目、地点などを定めた緊急時モニタリング計画を作成（平素に予め作成しておくもの）
- 国の指示により、緊急時モニタリング計画に基づきモニタリングを実施

◇ 地方放射線モニタリング対策官との連携

- 県は、緊急時モニタリング計画の作成等の緊急時モニタリングの対応について、平常時より地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図る。

※ 青森県、福島県、福井県に配置され、モニタリングに関して担当エリアの自治体との連絡・調整等を行う

安定ヨウ素剤の配布・服用

- ・PAZ内には安定ヨウ素剤を事前に配布し、緊急時には国の判断により服用
- ・PAZ外では、原則、県が緊急時に備え安定ヨウ素剤を備蓄し、国の判断により配布・服用

安定ヨウ素剤の事前配布

（安定ヨウ素剤のPAZ内の住民への配布については前回修正済）

- PAZ内において、県及び市町は、互いに連携し、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、以下のとおり実施

- ・説明会を開催し、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明のうえ、それらを記載した説明書を添えて住民に配布
- ・説明会に参加できない住民等が、医療機関等で配布を受けられるよう配慮
- ・調査票等への回答や問診などを実施することにより、禁忌者やアレルギーの有無等を把握

- PAZ外において、県は、緊急時に安定ヨウ素剤を配布できるよう適切な場所に備蓄する。なお、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域等においては、県と市町は、互いに連携し、必要に応じ、PAZ内の手順を採用して事前配布を行うことができる。

安定ヨウ素剤の服用

- PAZ内においては、全面緊急事態に至った場合、国の原子力災害対策本部長から避難や安定ヨウ素剤の服用指示が出されることとなっており、その指示に基づき服用

- PAZ外においては、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、必要と判断された場合には、国の原子力災害対策本部長から、避難・屋内退避等の指示と併せて配布・服用の指示が出されることとなっており、その指示に基づき、配布・服用

その他の事項

● 災害支援に係る民間事業者との協定締結の推進

- ・ 県及び関係市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定締結を推進。

● 広域的な応援協定の強化

- ・ 現行の広域応援協定の締結に加え、被災者の受け入れに関しても協定締結を推進。

● 住民等に対する情報伝達体制の整備

- ・ 関係市町は、住民等に対して、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図る。

● 災害時要援護者等の避難誘導

- ・ 介護保険施設(特別養護老人ホーム)等の利用者の避難支援として、県内外の施設等との協定締結を推進。

● 緊急輸送活動体制の整備における運送事業者の活用

- ・ 県は緊急の必要があるときは、運送事業者(指定公共機関等)に対し、必要な物資等の運送を要請。
- ・ 運送事業者(指定公共機関等)は、緊急物資の輸送に関する計画をあらかじめ定める。
- ・ 県及び市町は、緊急車両への優先的な燃料供給等の環境整備に努める。

● 生活必需物資の供給

- ・ 県は緊急を要し、市町の要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たず物資を確保し、輸送する。